

日時 令和4年12月27日（火）9時～  
場所 防災センター4階 災害対策本部室

## 江東区 契約にかかる不正行為等防止検討委員会（第4回）

### 次 第

- 1 防止策の検討について
- 2 その他

#### 資料1 課題検討シート（12月27日時点）

- （別紙1）契約種別と契約制度の見直し
- （別紙2）令和4年度 業務委託契約（準備契約）一覧
- （別紙3）準備契約実施スケジュール（案）
- （別紙4）物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準 概要（案）
- （別紙5）談合情報の通報窓口について（江東区ホームページ）
- （別紙6）談合情報対応マニュアル 概要（案）
- （別紙7）入札監視委員会の設置について（案）
- （別紙8）令和4年度 特別研修「入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）研修」
- （別紙9）一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱いについて（案）

項目

1 - (1) 入札方式の見直し

所管課

総務部経理課

現状

・業務委託を含む物品の契約は、原則として指名競争入札（区が入札参加資格のある者から選んだ業者を指名し、入札を行う方式）で業者を決定している。

<令和3年度実績>

区 分	件 数
物品の契約	2,037件
（うち業務委託契約）	1,622件
（うち清掃・建物管理業務委託）	30件
（うち道路・公園管理業務委託）	81件

・工事請負契約については、予定価格に応じて制限付き一般競争入札や希望型（公募型）指名競争入札が導入されており、一定の資格や基準を満たした業者が、入札への参加を申し込むことができるようになっている。

課題

・区が任意で入札参加業者を指名するため、特定の業者を指名すること、または指名から除外することについて、利害関係者から区への働きかけの誘因となり得る仕組みとなっている。

他自治体の状況

23区調査（★：江東区）

<物品契約で導入している入札方式>

※複数回答

江東区は指名競争入札のみだが、複数の方式を採用している区もある

- ・一般競争入札 17区
- ・希望型指名競争入札 13区
- ・指名競争入札 22区 ★
- ・その他（総合評価など） 7区

<清掃・建物管理の公募> 14区

<道路・公園管理の公募> 13区

見直し案

○ 業務委託契約の一部に希望型指名競争入札（※）を導入

※ 業務の概要や対象ランク等の条件を示して入札参加業者を公募し、原則として申込者の中から入札参加者を指名する方式

<対象>

- ・清掃・建物管理業務委託（建物清掃、施設管理）
- ・道路・公園管理業務委託（道路・公園清掃、庭園・緑地管理）

<公募条件>

- ・区内に本店・支店のある業者
- ・予定価格の規模等に応じてランクを設定
- ・区内支店には申込制限数（受託中の案件を含む）を設けることも検討

<その他>

- ・指名業者は「指名業者選定委員会」で決定（→1 - (3) 指名委員会の設置）
- ・対象の拡大については、令和5年度以降「契約・入札制度改善検討委員会」で検討

実施時期

令和4年12月（令和5年度準備契約から）

# 課題検討シート

## 項目

1 - (2) 指名基準の策定

## 所管課

総務部経理課

## 現状

### < 案件ごとの指名業者数 >

- ・業務委託を含む物品の契約については、予定価格の規模に応じた指名業者数の基準が契約係の内規として存在するが、公表はされていない。
- ・清掃・建物管理業務委託等については、内規で設定している予定価格の規模を大きく超える案件が大半であることから、予定価格の規模や前回入札の指名業者数、その年の準備契約の案件数等を踏まえて、別途、指名業者数を決定している。

### < 指名業者の選定基準 >

- ・仕様の内容に基づき、一定のランクの事業者の中から、以下の判断事項を踏まえて指名業者を決定している。

- ① 経営及び信用状況
- ② 登録種目 (ランクや関連種目の登録状況)
- ③ 契約実績 (他官公庁・民間を含む)
- ④ 過去の応札実績
- ⑤ 過去の履行成績
- ⑥ 本店・支店所在地 (実態調査の結果を含む)
- ⑦ 業者の指名意向・履行可能性 (営業活動等)
- ⑧ 加入組合・関係会社の状況

## 課題

- ・指名業者数や選定にあたっての判断事項を明文化した基準が無いため、恣意的に選定が行われているとの誤解を生じるおそれがある。
- ・指名業者数を増減することや、本来の判断事項に基づかない指名を行うことについて、利害関係者から区への働きかけの誘因となり得る仕組みとなっている。
- ・指名を希望する業者名を、議員から担当課長に伝えられるケースがある。

## 他自治体の状況

### 23区調査 (★: 江東区)

#### < 業者選定の基準 >

- ・要綱や運用基準がある 17区
- ・ " ない 6区 ★

#### (基準の公表)

- 行っている 16区
- 行っていない 1区

## 見直し案

○指名業者数や選定にあたっての判断事項を明文化した基準を策定し公表

### 【物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準】

#### < 内容 >

- ・目的 (入札等の厳正かつ公正な執行)
- ・指名の判断事項 (経営及び信用の状況、区における指名実績及び受注の状況等)
- ・指名の方法 (中小企業、区内本支店、前回受注者を優先指名できる)
- ・指名の制限 (指名停止や履行状況不良など)
- ・指名業者数 (予定価格に応じて定める)

#### < 公表の方法 >

- ・区ホームページに掲載
- ・区役所2階情報公開コーナー、経理課窓口に配架

## 実施時期

令和4年12月 (令和5年度準備契約から)

# 課題検討シート

## 項目

1 - (3) 指名委員会の設置

## 所管課

総務部経理課

## 現状

- ・業務委託を含む物品の契約については、区長または受任者までの決裁により、指名競争入札の参加業者を決定している。

＜業務委託契約の受任者＞

予定価格	受任者
500万円以上1,000万円未満	副区長
100万円以上500万円未満	総務部長
30万円以上100万円未満	経理課長

- ・工事請負契約については、「指名業者選定委員会」を設置し、指名競争入札の参加業者を選定している（おおむね月1回開催）。

＜委員会の構成＞

委員長 副区長（総務部担任）

委員 副区長（総務部担任以外）、総務部長、土木部長、教育委員会事務局次長、総務部経理課長、工事担当課長、経理課検査担当係長・契約係長

## 課題

- ・物品の契約について、工事請負契約と比べ、指名業者の決定経緯や適格性について、透明性や納得性に課題がある。

## 他自治体の状況

23区調査（★：江東区）

＜物品契約の指名委員会の設置状況＞

・設置している 15区

・〃していない 8区 ★

（審議対象）※複数回答

・予定価格が大きいもの 12区

・清掃・建物管理 2区

・その他（希望型指名等） 2区

## 見直し案

○業務委託契約の希望型指名競争入札案件について、入札参加業者を指名委員会において選定

＜審議対象＞（→1 - (1) 入札方式の見直し）

・清掃・建物管理業務委託（建物清掃、施設管理）

・道路・公園管理業務委託（道路・公園清掃、庭園・緑地管理）

＜委員会の構成＞

「指名業者選定委員会」に物品の契約にかかる入札参加者を選定する場合の委員を追加  
委員長：副区長（総務部担任）

委員：副区長（総務部担任以外）、政策経営部長、総務部長、  
行政管理担当課長、総務課長、経理課長

＜その他＞

- ・審議対象の拡大については、今回見直しの選定状況等を踏まえて、令和5年度以降「契約・入札制度改善検討委員会」において検討

## 実施時期

令和4年12月（令和5年度準備契約から）

# 課題検討シート

## 項目

1 - (4) 予定価格の公表

## 所管課

総務部経理課

## 現状

- ・業務委託を含む物品の契約の予定価格・最低制限価格（清掃・建物管理業務委託において設定）については、入札前・入札後ともに非公表としている。  
 <非公表としている理由>  
 物品の契約は、例年ほぼ同じような仕様であることが多く、予定価格や最低制限価格を公表した場合、次年度の入札参加業者がこれらの価格を容易に類推できてしまうため。
- ・工事請負契約は予定価格3,000万円以上の案件について、入札前に予定価格を公表

## 課題

・入札後においても落札率が明らかにならないため、区民や業者が入札の公正性等をチェックすることができない。

## 他自治体の状況

23区調査（★：江東区）

<予定価格>

事前公表（全部または一部） 5区

事後公表（"） 3区

非公表 15区 ★

<最低制限価格>

事後公表（一部含む） 3区

非公表・設定なし 20区 ★

## 見直し案

○業務委託契約の希望型指名競争入札案件のうち、予定価格が大きいものについて、入札前に予定価格を公表

<事前公表・事後公表のメリット・デメリット>

	メリット	デメリット
入札前 公表	○秘密情報を不正に入手しようとする働きかけの防止 ○入札不調の減少	○落札価格の高止まり ○談合が比較的容易 ○競争性の低下 ○積算しないで受注することによる品質の低下
入札後 公表	○競争性の確保 ○適切な積算に基づく適正価格による品質の確保	○秘密情報を不正に入手しようとする働きかけのおそれ ○入札不調の発生

<対象>（→1 - (1) 入札方式の見直し）

- ・業務委託契約の希望型指名競争入札案件（清掃・建物管理業務委託、道路・公園管理業務委託）のうち、予定価格が**3,000万円以上のもの**  
 ※ 工事請負契約の公表基準を踏まえて決定

<その他>

- ・最低制限価格については入札前・入札後ともに非公表
- ・実施・検証後、公表の継続可否や対象拡大について検討

## 実施時期

令和4年12月（令和5年度準備契約から）

# 課題検討シート

## 項目

1 - (5) 見積書の徴取方法の見直し

## 所管課

総務部経理課

## 現状

- ・ 契約締結請求にあたっては、見積書を1者から徴取すれば足りるとしている。  
(予算要求時は複数者としている)

## 課題

・ 1者程度の見積を参考として支出負担行為何額を決定しているため、見積書を提出した業者から、支出負担行為何額や予定価格を類推される可能性がある。

## 他自治体の状況

23区調査 (★: 江東区)

<見積徴取の時期>

① 予算要求時	5区
② 契約依頼前	0区
①・②の両方	16区 ★
規定なし	2区

<見積を徴取する業者数>

① 予算要求時	
1者	3区
2者以上	10区 ★
3者以上	2区
規定なし	6区
② 契約依頼前	
1者	2区 ★
2者以上	9区
3者以上	3区
規定なし	2区

## 見直し案

- 複数者からの見積書に基づき支出負担行為何額を積算し、予定価格を決定する方法を検討  
(見積徴取の時期、見積を徴取する業者数について予算所管課との調整が必要)

## 実施時期

令和4年12月 (令和5年度準備契約から)

# 課題検討シート

## 項目

1 - (6) データの保管方法の強化

## 所管課

総務部経理課

## 現状

- ・ 入札・契約における秘密事項が記載された紙の書類は、施錠できる書庫等に保管するよう徹底している。
- ・ 指名業者の選定作業に用いるデータ等については、庁内ファイルサーバの経理課共有フォルダに格納している（管理職を含む経理課職員のみがアクセス可能）。

## 課題

・ 経理課共有フォルダのデータについては、入札事務に従事する契約系の職員だけではなく、経理課他系の職員も閲覧できる状態となっている。

## 他自治体の状況

—

## 見直し案

○ 入札事務に従事する職員のみアクセス可能なフォルダを新設

< 取組内容 >

庁内ファイルサーバに契約系職員のみがアクセス可能なフォルダを新設し、指名業者の選定作業に用いる選定表など、秘匿性の高いデータは当該フォルダに格納する。

## 実施時期

令和4年10月（実施済み）

# 課題検討シート

## 項目

1 - (7) 談合情報の連絡先の周知

## 所管課

総務部経理課

## 現状

- ・談合情報が寄せられた場合、「江東区談合情報対応マニュアル」に基づき、入札参加者の事情聴取や内訳書の確認を行い、法に違反する行為が疑われる場合は、公正取引委員会に通報することとしている。
- ・公正取引委員会にも通報・相談を行える窓口がある。

## 課題

・談合情報を受け付ける窓口や、情報が寄せられた場合の区の対応について、区民や業者への周知が不足している。

## 他自治体の状況

23区調査 (★：江東区)

<通報先等の周知>

行っている 7区

行っていない 16区 ★

<対応マニュアルの有無>

あり 15区 ★

なし 8区

)

## 見直し案

○ 区ホームページに連絡先を常時掲載

<ホームページ掲載内容>

- ・通報先  
総務部経理課契約係
- ・談合情報への対応  
マニュアルに沿った事情聴取・通報
- ・不正行為に対する対応  
指名停止措置、契約解除及び損害賠償請求

<その他>

- ・国のマニュアル等を踏まえ、「江東区談合情報対応マニュアル」を改定
- ・業者に送付する指名通知書にも連絡先の記載を検討

## 実施時期

令和4年11月29日から (区ホームページに掲載)



# 課題検討シート

## 項目

1 - (8) 入札結果の検証

## 所管課

総務部経理課

## 現状

- ・入札結果は予定価格・最低制限価格等の非公表情報を除き、情報公開窓口やホームページで公表している。
- ・経理課では、前回の入札結果を確認して指名業者の選定や最低制限価格の設定を行っている。また、不調となった契約については、業者の辞退理由などを確認し、次年度の仕様を見直すよう所管課と調整している。

## 課題

- ・個別の案件について、次年度の入札に向けた確認は行っているが、全体の案件を対象とした落札率等の検証までは行えていない。
- ・第三者が入札・契約手続き等の運用状況をチェックする体制（入札監視委員会等）がない。

## 他自治体の状況

都道府県、政令指定都市ではすべての団体で入札監視委員会を設置済み

23区調査（★：江東区）

入札監視委員会

設置している 12区

設置していない 11区 ★

<設置している区の状況>

・開催頻度

年に1回 1区

年に2回 8区

年に3回以上 3区

・外部委員の人数

3人 10区

4人以上 2区

<外部委員の資格>（複数回答）

・弁護士 9区

・公認会計士・税理士 8区

・大学教授・学識経験者 10区

・その他 3区

## 見直し案

○入札及び契約の運用状況について確認や検証を行う第三者機関（入札監視委員会）を設置

【入札監視委員会とは】 参考：国土交通省マニュアル

<設置の目的>

透明性の確保、競争性の向上、不正行為の排除の徹底、適正な施工（履行）の確保

<委員会の機能>

①入札及び契約手続きの運用状況等について報告を受けること。

②委員会や委員が抽出し、または指定した契約に関し、一般競争入札参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名の経緯等について審議を行うこと。

③①及び②に関し、不適切な点及び改善すべき点があると認めた場合、必要な範囲で、発注者に対して具申を行うこと。

<必要な準備>

①設置・運営に関する規定等の整備

②予算の確保（委員報酬・旅費、印刷製本費、会場使用料など）

③委員の選任（学識経験者かつ公正・中立の立場である者）

## 実施時期

令和5年度以降（予算措置が必要なため）

# 課題検討シート

## 項目

(業務成績評定による随意契約のあり方)

## 所管課

総務部経理課

## 現状

- ・清掃・建物管理業務委託においては、業務成績評定実施要綱に基づく評定の結果が「優良」または「普通」の場合、指名競争入札の次年度において随意契約（特命）による契約の締結をすることができる。

### <業務成績評定の導入経過>

平成22年度 業務成績評定実施要綱制定（当時導入区：8区）  
平成23年度～25年度 最大3年間の継続請負を可能とし、対象施設を3グループに分けて順次実施  
平成26年度～ 清掃・建物管理業務委託の契約期間を最大2年間に変更

<導入の目的> 適正な業者選定と委託業務内容の質的向上

### <導入の効果>

- ・業者の意識高揚と従事者の雇用の安定が図られ、業務の質の向上が期待できる。
- ・継続請負が可能となることで、必要な資機材や消耗品が計画的に調達でき、結果として委託料の削減が期待できる。
- ・安定的な質の確保と不良不適格業者の参入防止を図ることができる。

## 課題

- ・評定結果次第で最大2年間（要綱上は最大3年間）の契約が可能であることにより、毎年入札を行う案件よりも、利害関係者から区への働きかけの誘因となり得る仕組みとなっている。

## 他自治体の状況

<清掃・建物管理における契約期間>  
17区が全部または一部の案件について複数年の契約を可能としている。

- |                |      |
|----------------|------|
| ① 単年度契約        | 6区   |
| ② 単年度契約+随契     | 5区 ★ |
| ③ 長期継続契約       | 3区   |
| ④ 単年度または長期継続契約 | 9区   |

## 見直し案

- 業務成績評定導入の目的・効果や他区の状況も踏まえ、最大2年間の契約を可能とする現在の方針を維持する。
- 2年目の契約を随意契約（特命）とする現在の契約方法から、長期継続契約へ変更（→業務成績が不良の場合は契約解除）することについて、今後検討を行っていく。

## 実施時期

令和6年度以降（※長期継続契約に変更する場合）

# 課題検討シート

## 項目

2 - (1) 職員倫理の保持

## 所管課

総務部職員課

## 現状

・公務員倫理研修は、全職員を対象に平成21年度より開始している。一人につき、7～8年に1回受講する周期での実施となっており、一巡目は平成27年度に終了した。現在は二巡目となり令和5年度を終了見込みとしている。

<これまでの実績>

【対象者】全職員

【実施状況】①第一巡目：平成21年度～平成27年度  
②第二巡目：平成28年度～令和5年度

【研修内容】

- ・公務員に求められる職業倫理
- ・コンプライアンス
- ・ハラスメント
- ・SNS等による情報の漏洩

(管理職・係長職とそれ以外の職員で求められる職責によって内容が異なる。)

【実施方法】外部講師による集合型研修

## 課題

- ・集合型研修では研修頻度が少なく（一人につき7～8年に1回）、公務員倫理の醸成、定着には課題がある。
- ・内容が広範囲にわたるため、個別事項を掘り下げた知識が定着しづらい。
- ・現行の研修では、非違行為等に焦点を当てた研修が難しい。

## 他自治体の状況

【第5ブロック】

- ・eラーニングでの倫理研修は2区が実施（一部の対象者向け研修を含む）
- ・管理職・係長職を対象とした公務員倫理研修（集合型）は1区が実施

【不祥事防止研修の実施】

23区において「不祥事防止」に特化した研修実施の事例なし。北九州市において「管理職倫理（不祥事防止）研修」を実施

## 見直し案

○eラーニング（公務員倫理）研修の実施

【対象者】全職員 1回/1年

【その他】契約における秘密事項、職員のSNS利用における注意事項、公職選挙法、個人情報保護、書類紛失事案などのテーマ想定し、毎年変更する。

なお、小問題を用意するなど、知識の定着確認を実施する。

○集合型公務員倫理研修の再構築

【対象者】

- ・管理職 約120名 1回/3年（令和5年度、令和8年度、令和11年度に受講）
- ・係長職 約620名 1回/3年（令和6～8年度、9～11年度で順次受講）
- ・一般職の職員 約1,930名 1回/6年（令和6年～11年度で順次受講）

【実施方法】外部講師による集合型研修

【研修目的】

汚職防止、法令等遵守の重要性の再確認と、不祥事案の具体的事例を基に実践的な研修を行い、不祥事案防止に向けた意識改革と職場づくりを目指す。

【研修内容】

公務員に求められる倫理の再確認、不祥事事例検討と課題解決、不祥事を起こさないための意識改革、など

## 実施時期

令和5年度以降

○集合型公務員倫理研修の再構築

広範囲にわたる研修内容を非違行為に特化した内容とし、職層に合わせた具体的事例を用いた研修を実施。

◆対象者及び受講頻度の変更

- 管理職 1回/3年 約120名  
(令和5年度、令和8年度、令和11年度に実施)  
令和5年度については、管理職研修(公務員倫理)として全員を対象に実施。  
令和6年度以降の昇任者及び転入者、前年度未受講者については、当該年度の係長職研修(公務員倫理)を受講することで対応する。

- 係長職 1回/3年 約620名  
(令和6~8年度、9~11年度で順次受講)  
令和6年度から、職層研修に位置付け、全員を対象に実施。昇任者については昇任年度に受講する。

- 一般職の職員 1回/6年 約1,930名  
(令和6~11年度で順次受講)  
令和6年度から、職層研修に位置付け、全員を対象に実施。

※令和11年度までに管理職は3回、係長職は2回、一般職の職員は1回受講することとなるため、その時点で効果等を検証し、その後の展開を検討する。

◆実施方法

外部講師による集合型研修

○は研修実施年度

	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年
現行研修 (公務員倫理)	○ 終了予定	-	-	-	-	-	-	-
新規研修 (管理職)	○ 全員	-	-	○ 全員	-	-	○ 全員	
新規研修 (係長)		○ ※	○ ※	○	○ ※	○ ※	○	○ ※
新規研修 (一般職)		○	○	○	○	○	○	○

※令和6年度以降の昇任及び転入管理職、前年度未受講の管理職を含む

# 課題検討シート

## 項目

2 - (2) 契約制度の研修・周知

## 所管課

総務部職員課・経理課

## 現状

- ・年に1回、実務研修「会計・契約」を実施している。  
＜目的＞ 根拠法令等に触れることで、会計事務の重要性を認識するとともに、正確で円滑な事務処理能力の向上を図る。  
＜対象＞ 会計事務担当職員（実務経験が2年未満程度）  
＜定員＞ 30名  
＜時間＞ 科目「契約事務」3時間半  
他の科目：「金銭会計総括・歳入事務・歳出事務」「出納事務」  
＜内容＞ 導入、契約法律編、契約実務編、システム編、プロポーザル編  
＜講師＞ 経理課契約係職員
- ・経理課職員が受講した公正取引委員会の研修（官製談合防止法含む）の資料を全庁共有フォルダに格納し、掲示板で庁内への周知を図っている。

## 課題

- ・参加対象を新任担当者としているため、研修内容は事務の流れや財務会計システムの操作方法といった実務が中心であり入札・契約にかかる秘密情報や情報漏洩のリスクについては、導入で若干触れるのみとなっている。
- ・入札・契約手続きの各段階でどの情報を公表してよいか、整理したものがないため、法令違反になると知らずに情報漏洩を行ってしまうおそれがある。

## 他自治体の状況

各自治体において実務研修などを実施

## 見直し案

- 公正取引委員会講師による研修や区の契約制度の周知を実施
  - ①特別研修「入札談合等関与防止法（官製談合等関与行為防止法）研修」（早急の再発防止策として令和4年度中に実施）  
＜対象＞ 管理職  
＜実施方法＞ 公正取引委員会講師による集合研修（講義形式）  
・実施状況や効果を踏まえ、令和5年度以降の継続を検討する。
  - ② 現行の実務研修に、具体的な秘密事項（指名業者数、予定価格等）や、入札談合関与行為の類型、情報漏洩した場合のリスクなどについての内容を追加する。
  - ③ 本区における入札・契約にかかる秘密事項と公表の可否について一覧表を作成し、庁内への周知を行う。（→第2回 資料5「入札・契約にかかる公表状況」）

## 実施時期

- ①令和5年1月27日実施予定
- ②令和4年11月24日（実施済み）
- ③令和4年10月（実施済み）

# 課題検討シート

## 項目

3 - (1) 議員等利害関係者からの働きかけに対する対応

## 所管課

総務部総務課

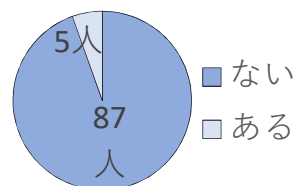
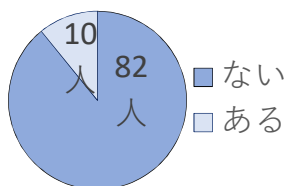
## 現状

- ・議員から業者の紹介や特定の者に便宜を図るような要求を受けることがある。
- ・業者・業界団体から法令に抵触すると考えられることを要求されることがある。
- ・新聞の購読を求められるが、断りづらい。

【契約にかかる不正行為等防止のためのアンケート結果より】

Q 議員から契約に関する秘密情報の提供依頼や要請があったか

Q 業者等から契約に関すること以外の威圧的な働きかけや不当な要請があったか



## 課題

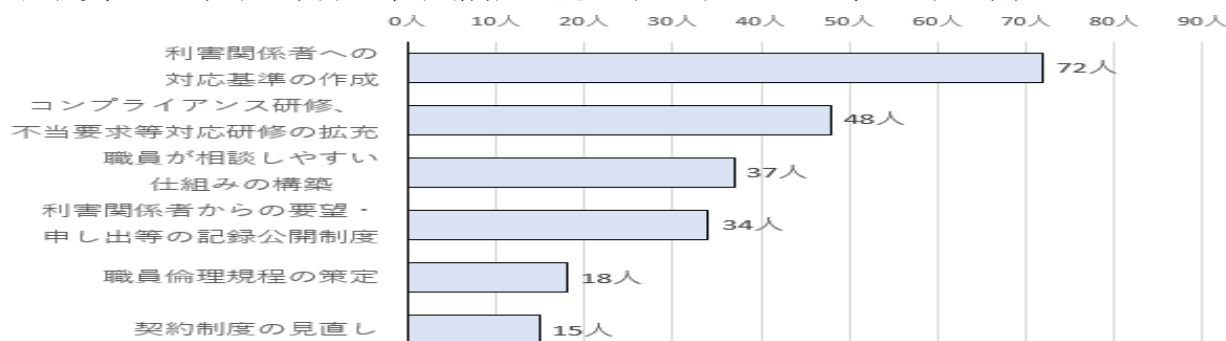
- ・利害関係者への関わり方についての対応基準がない。
- ・利害関係者からの不当な要求を受けた際に職員が相談する窓口や組織的体制が確立されていない。
- ・議員対応は基本的に管理職が一人で行うことが多く、対応に苦慮することがある。
- ・議員による機関紙購読の働きかけなどについては特にルールがない。

## 他自治体の状況

- ・利害関係者等への関わり方に関する基準を作成している自治体は多数。
- ・直近では府中市や足立区でも制定（改正）しており、収賄事件の発生が契機となっている。

【契約にかかる不正行為等防止のためのアンケート結果より】

Q 区職員による契約に関する秘密情報の漏洩を防止するために、必要な対策は



## 見直し案

- 利害関係者への関わり方についての基準の作成
  - ・不正行為を防止するための基準、利害関係者との接し方等を明文化
- 不正行為の防止に向けた相談窓口の設置、組織体制の整備
  - ・議員や事業者との関わり方等において疑義がある場合の相談先として窓口を設置
  - ・不正な働きかけを受けたときに拒める体制を組織として構築
- 区議会議員による機関紙購読の働きかけなど、一定のルールに基づいた行動が必要な事項については、区議会と調整しながら検討を重ね、改善を図っていく。

## 実施時期

令和5年4月

※窓口は令和4年10月17日より運用開始

※機関紙購読の働きかけなど、一定のルールに基づいた行動が必要な事項については、区議会と調整しながら適宜実施



契約種別と契約制度の見直し  
(契約にかかる不正行為等防止等検討委員会)

- 1 - (6) データの保管方法の強化
- 1 - (7) 談合情報の連絡先の周知
- 1 - (8) 入札結果の検証

区が発注する契約

工事

工事請負 (土木工事、建築工事、設備工事等)

委託

工事に関する設計

測量

地質調査

- 1 - (2) 指名基準の策定
- 1 - (5) 見積書の徴取方法の見直し

物品

物品購入 (売却を含む)

製造 (印刷を含む) ・修繕

賃貸借

委託

- 1 - (1) 入札方式の見直し
- 1 - (3) 指名委員会の設置
- 1 - (4) 予定価格の公表 (3,000万円以上)

建物清掃・施設管理

道路・公園清掃、庭園・緑地管理

窓口・コールセンター

発送代行

催事関係

情報処理 (データ入力・システム開発)

調査・計画策定支援

給食調理

労働者派遣

その他業務

- 1 - (1) 入札方式の見直し  
1 - (4) 予定価格の公表

## 令和4年度 業務委託契約（準備契約）一覧

## 【建物清掃、施設管理】

No.	件名	担当課係	令和4年度		令和5年度	
			契約金額	3,000万円以上	契約方式【予定】	業務成績対象
1	豊洲シビックセンター総合管理業務委託	豊洲特別出張所 管理係	191,243,093	○	希望型指名競争入札	○
2	庁舎及び防災センター清掃等委託	経理課 管財係ほか	116,325,000	○	随意契約（特命）	○
3	江東区総合区民センター清掃及び管理業務委託	区民課 区民係	55,000,000	○	随意契約（特命）	○
4	教育センター等清掃及び管理業務委託	教育センター 管理係ほか	47,300,000	○	希望型指名競争入札	○
5	江東図書館清掃及び管理業務委託	江東図書館 管理係	35,255,000	○	随意契約（特命）	○
6	高齢者総合福祉センター清掃及び管理業務委託	長寿応援課 施設支援係	40,370,000	○	希望型指名競争入札	○
7	江東区男女共同参画推進センター清掃及び管理業務委託	男女共同参画推進センター 管理係	27,038,000		希望型指名競争入札	○
8	江東区立日光高原学園管理委託	学務課 学校経理係	24,420,000		希望型指名競争入札	○
9	保育園清掃委託	保育課 保育管理係	21,230,000		希望型指名競争入札	—
10	福祉会館清掃等委託	長寿応援課 長寿応援係	16,807,010		希望型指名競争入札	—
11	江東区清掃事務所・環境学習情報館清掃等委託	清掃事務所 管理係	16,434,000		随意契約（特命）	○
12	城東南部保健相談所等複合施設清掃等業務委託	城東南部保健相談所 管理係	11,044,000		希望型指名競争入札	○
13	深川南部保健相談所清掃委託	深川南部保健相談所 管理係	6,930,000		随意契約（特命）	○
14	児童館清掃委託	こども家庭支援課 こども家庭係	6,391,880		希望型指名競争入札	—
15	床面清掃等業務委託（出張所・区民館）	区民課 区民係	5,214,000		希望型指名競争入札	—
16	深川図書館臨時窓口清掃委託	江東図書館 深川図書館	3,850,000		希望型指名競争入札	—
17	深川保健相談所清掃委託	深川保健相談 管理係	3,278,000		希望型指名競争入札	○
18	江東きっずクラブ清掃委託	地域教育課 放課後支援係	1,584,671		希望型指名競争入札	—
19	水辺と緑の事務所清掃委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	1,582,688		希望型指名競争入札	—
20	清掃業務委託（城東保健相談所）	城東保健相談所 管理係	1,273,800		希望型指名競争入札	—
21	道路事務所清掃委託	施設保全課 道路保全係	1,407,120		希望型指名競争入札	—



## 令和4年度 業務委託契約（準備契約）一覧

### 【道路・公園清掃、庭園・緑地管理】

No.	件名	担当課係	令和4年度		令和5年度	
			契約金額	3,000万円以上	契約方式【予定】	業務成績対象
1	豊洲・東雲・新木場地区公園緑地等管理委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	33,000,000	○	希望型指名競争入札	—
2	東大島駅前外8駅前広場等清掃委託	施設保全課 道路保全係	14,663,000		希望型指名競争入札	—
3	校庭芝生管理業務委託（第五砂町小学校外）	学校施設課 施設管理係	14,520,000		希望型指名競争入札	—
4	校庭芝生管理業務委託（第一大島小学校外）	学校施設課 施設管理係	14,245,000		希望型指名競争入札	—
5	東部地区河川清掃委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	13,762,192		希望型指名競争入札	—
6	校庭芝生管理業務委託（有明小学校外）	学校施設課 施設管理係	12,100,000		希望型指名競争入札	—
7	西部地区河川清掃委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	12,064,800		希望型指名競争入札	—
8	臨海地区河川清掃委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	11,078,360		希望型指名競争入札	—
9	校庭芝生管理業務委託（八名川小学校外）	学校施設課 施設管理係	11,038,500		希望型指名競争入札	—
10	庭園管理業務委託（江東区役所及び防災センター）	経理課 管財係	8,074,000		希望型指名競争入札	—
11	東大島駅前外8駅前広場緑地維持管理委託	施設保全課 道路保全係	7,557,000		希望型指名競争入札	—
12	旧潮見第一自転車保管場所樹木剪定その他作業委託	経理課 管財係	2,970,000		希望型指名競争入札	—
13	庭園管理業務委託（教育センター）	教育センター 管理係	2,640,000		希望型指名競争入札	—
14	庁舎北側緑地管理業務委託	経理課 管財係	2,530,000		希望型指名競争入札	—
15	庭園管理業務委託（児童館外）	こども家庭支援課 こども家庭係ほか	2,169,640		希望型指名競争入札	—
16	庭園管理委託（江東区清掃事務所・環境学習情報館）	江東区清掃事務所 管理係	2,145,000		希望型指名競争入札	—
17	庭園管理等業務委託（江東区総合区民センター・男女共同参画推進センター）	区民課 区民係ほか	2,024,000		希望型指名競争入札	—
18	庭園管理業務委託（古石場福祉会館外1館）	長寿応援課 長寿応援係	1,556,610		希望型指名競争入札	—
19	防災倉庫庭園管理業務委託	防災課 災害対策係	1,540,000		希望型指名競争入札	—
20	壁面緑化管理委託（富岡・南砂出張所）	区民課 区民係	759,000		希望型指名競争入札	—
21	草花プランター植込管理業務委託	経理課 管財係	730,400		希望型指名競争入札	—
22	植木借上	経理課 管財係	704,000		希望型指名競争入札	—
23	下草刈りその他作業委託（旧夢の島いこいの家）	長寿応援課 長寿応援係	616,000		希望型指名競争入札	—
24	庭園管理業務委託（毛利・平野地区集会所）	地域振興課 地域振興係	495,000		希望型指名競争入札	—
25	庭園管理業務委託（高齢者総合福祉センター）	長寿応援課 施設支援係	473,000		希望型指名競争入札	—
26	事業系し尿等収集運搬処理委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
27	区民農園清掃委託	施設保全課 庶務係	(単価)		希望型指名競争入札	—
28	西部地区公園等清掃委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
29	東部地区公園等清掃委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—

## 令和4年度 業務委託契約（準備契約）一覧

### 【道路・公園清掃、庭園・緑地管理】

No.	件名	担当課係	令和4年度		令和5年度	
			契約金額	3,000万円以上	契約方式【予定】	業務成績対象
30	西部地区道路清掃委託	施設保全課 道路保全係	(単価)		希望型指名競争入札	—
31	臨海部地区道路清掃委託	施設保全課 道路保全係	(単価)		希望型指名競争入札	—
32	東部地区道路清掃委託	施設保全課 道路保全係	(単価)		希望型指名競争入札	—
33	東部地区公衆便所清掃委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
34	西部地区公衆便所清掃委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
35	臨海部地区道路緑地清掃委託	施設保全課 道路保全係	(単価)		希望型指名競争入札	—
36	西部・臨海部地区集水桝及び導水管等浚渫委託	施設保全課 道路保全係	(単価)		希望型指名競争入札	—
37	西部地区道路緑地清掃委託	施設保全課 道路保全係	(単価)		希望型指名競争入札	—
38	東部地区集水桝及び導水管等浚渫委託	施設保全課 道路保全係	(単価)		希望型指名競争入札	—
39	歩道等除草委託	施設保全課 道路保全係	(単価)		希望型指名競争入札	—
40	公園内集水桝及び排水管浚渫清掃委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
41	東部地区道路緑地清掃委託	施設保全課 道路保全係	(単価)		希望型指名競争入札	—
42	東部地区護岸上雑草除去委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
43	公共溝渠清掃委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
44	臨海部地区道路緑地維持管理委託	施設保全課 道路保全係	(単価)		希望型指名競争入札	—
45	西部地区道路緑地維持管理委託	施設保全課 道路保全係	(単価)		希望型指名競争入札	—
46	荒川・砂町水辺公園緑地管理委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
47	東部地区道路緑地維持管理委託	施設保全課 道路保全係	(単価)		希望型指名競争入札	—
48	東部地区河川外2園緑地維持管理委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
49	西部地区公園緑地等管理委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
50	西部地区公園等除草等委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
51	仙台堀川公園緑地管理委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
52	東部地区公園緑地等管理委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
53	西部地区河川緑地等除草委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
54	東部地区公園等除草委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
55	緑のリサイクル事業委託	施設保全課 庶務係	(単価)		希望型指名競争入札	—
56	亀戸九丁目緑道公園外3園緑地管理委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
57	樹木剪定等委託	学校施設課 施設管理係	(単価)		希望型指名競争入札	—
58	臨海地区公園緑地等管理委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—

## 令和4年度 業務委託契約（準備契約）一覧

### 【道路・公園清掃、庭園・緑地管理】

No.	件名	担当課係	令和4年度		令和5年度	
			契約金額	3,000万円以上	契約方式【予定】	業務成績対象
59	臨海地区河川緑地維持管理委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
60	東陽地区公園及び河川緑地管理委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
61	西部地区河川樹木等管理委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
62	公園樹木等剪定委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
63	横十間川親水公園緑地管理委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
64	木場親水公園外3園緑地管理委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
65	越中島公園外2園緑地管理委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
66	亀戸・大島・南砂緑道公園緑地管理委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
67	南砂三丁目公園外3園緑地管理委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
68	城東公園外2園緑地管理委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—
69	牡丹園管理委託	施設保全課 水辺と緑の事務所	(単価)		希望型指名競争入札	—

- 1 - (1) 入札方式の見直し
- 1 - (3) 指名委員会の設置

(別紙3)

準備契約 実施スケジュール (案)

指名競争入札 (令和4年度準備契約)	希望型指名競争入札 (令和5年度準備契約)【予定】
<p>12/27 契約締結請求の提出依頼 (経理課→所管部課)</p> <p>12月下旬～1月下旬 指名業者選定作業の下準備</p> <p>1/27 契約締結請求の提出〆切 (担当部課→経理課)</p> <p>2月上旬 指名業者の選定作業</p> <p>2/14 指名通知書の送付</p> <p>2/22 質問締切</p> <p>2/25 質問回答</p> <p>3/1 入札・落札業者決定</p> <p>4/1 契約締結</p>	<p>12月下旬 公募案件の提出依頼 (経理課→所管部課)</p> <p>1/12 公募案件の契約概要等提出〆切 (担当部課→経理課)</p> <p>1/17 指名業者選定委員会 【公募要件の決定】</p> <p>公告作成 電子調達サービスへの案件登録</p> <p>1/24 公募開始 (電子調達サービス・ホームページ で公表)</p> <p>1/31 公募〆切</p> <p>2/9 指名業者選定委員会 【指名業者の決定】</p> <p>2月中旬 指名通知書の送付</p> <p>2月下旬 質問締切</p> <p>質問回答</p> <p>入札・落札業者決定</p> <p>4月1日 契約締結</p>

※令和4年度準備契約の日付は建物清掃にかかるもの

**物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準 概要(案)**

※当基準とあわせて、運用について必要な事項【運用基準】を別途整備

**1 目的**

区が発注する物品の買入れその他の契約（工事請負契約並びに工事の設計、測量及び地質調査の委託契約を除く）に係る入札参加者の指名について必要な事項を定め、指名競争入札の厳正かつ公正な執行を図る。

**2 指名の判断事項**

区が発注しようとする契約（以下「発注契約」という。）の種類及び予定価格に応じて、次の事項を総合的に考慮の上、適格性を判断する。

**(1) 経営及び信用の状況****【運用基準】**

- ・電子調達サービス登録の財務状況、日刊紙・業界紙等の情報を参考とする
- ・適正な競争のため、指名業者同士の経営規模等も考慮

**(2) 不誠実な行為の有無****【運用基準】**

- ・契約手続きに関する書類提出の遅延や、提出が行われない場合

**(3) 区における指名実績及び受注の状況****【運用基準】**

- ・経営規模や経営状況等が同等である場合、指名回数が公平になるよう考慮
- ・発注予定が確認できている場合、発注予定の契約全体について考慮

**(4) 区における既に発注した契約の履行状況****【運用基準】**

- ・契約の履行が不誠実または指名業者として指名することが不適切である場合、指名回数を減じる

**(5) 他の官公庁等における契約実績****【運用基準】**

- ・公開情報を参考とするほか、契約実績が確認できる資料を求めることができる
- ・契約実績の優先順位は、江東区・他官公庁・民間の順とする

**(6) 発注契約における地理的条件（営業所の所在地等）****【運用基準】**

- ・区内に本店、支店、支社または営業所を設置し、営業を行う者
- ・事業協同組合については、区内本店の組合構成員の割合が高い者を優先
- ・履行場所が遠隔地の場合は、業者の支店設置状況などを考慮

**(7) 発注契約の内容に適した専門性及び技術的適性****【運用基準】**

- ・登録業種、有資格者の状況、保有機械など、業者の履行能力を勘案
- ・指名機会を確保するため、専門業者を優先

(8) (1)～(7)のほか、入札参加者の指名に当たり考慮すべき事情

### 3 指名の方法

(1) 契約担当者は、発注契約の種類及び予定価格に応じ、指名業者登録名簿に登載された（＝東京都電子自治体共同運営の電子調達サービスに登録されている）者の中から、2により適格性を有すると判断された者を入札参加者として指名する。

(2) 次のいずれかに該当する者を、優先して指名することができる。

- ① 区内本支店 ※区内本店が1位、区内支店が2位
- ② 中小企業者（中小企業基本法第2条第1項）
- ③ 前回の発注契約を受注した者（履行状況が良好でない者を除く）
- ④ 発注契約と同種及び同規模の履行実績を有する者
- ⑤ 発注契約と同種の業務を専業とする者

### 4 指名の制限

次のいずれかに該当する者を、指名することができない。

- (1) 区の指名停止等の措置を受けている者
- (2) 暴力団またはその構成員の統制下にある者
- (3) 引き続き1年以上その営業を営んでいない者
- (4) 経営状況が著しく不健全である者
- (5) 発注契約の履行にあたって必要な許認可を受けていない者
- (6) 契約の履行状況が良好でない者
- (7) 履行にあたって必要とする特殊な技術または設備を有していない者
- (8) 区と締結している同種の契約が完了しておらず、発注契約が不履行となるおそれのある者
- (9) 同一の発注契約において、事業協同組合を指名した場合の当該組合員
- (10) 2の判断事項を確認した結果、指名することが不適切と認められる者

### 5 指名業者数

下表のとおり定める。ただし発注契約の性質または目的等を勘案し、これにより難しい場合は、指名業者数を変更することができる。

予定価格	指名業者数
2,000万円以上	10者以上
1,000万円以上2,000万円未満	8者以上
700万円以上1,000万円未満	7者以上
400万円以上700万円未満	6者以上
130万円以上400万円未満	5者以上
130万円未満	4者以上

## 【運用基準】

### ＜指名業者数を増やす場合＞

- ・ 特殊な資格を必要とする仕様や履行開始までの期間が短いなど、応札者が少ないと見込まれる場合
- ・ 公募を行ったが申込者が4者を下回る場合（追加で指名を行い4者以上とする）

### ＜指名業者数を減じる場合＞

- ・ 同時期に同一業種での発注契約が重なっており、複数案件の落札によって不履行が発生するおそれがある場合
- ・ 特殊な契約及び特別な事情がある契約で、対応できる業者が限られている場合

## 6 指名の特例

仕様が特殊であるなど特別な事情がある場合は、この基準を適用しないことができる。



ホーム > 区政情報 > 入札・契約情報 > 契約関連要綱及び基準 > 談合情報の通報窓口について

ツイート 更新日：2022年11月29日

## 談合情報の通報窓口について

不正行為を防止し、公正な入札に資するため、江東区が発注する契約について、談合情報の通報窓口をお知らせします。

### 談合情報の通報

#### 1. 談合情報の通報窓口

総務部経理課契約係

電話：03-3647-9037

#### 2. 談合情報への対応

江東区談合情報対応マニュアルに沿って対応をします。

マニュアルに基づき区で行った調査については、すべて公正取引委員会及び警視庁へ通報します。

#### 3. 談合等の不正行為に対する対応

談合等を行った者に対する措置を定めています。

1. 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱による指名停止措置
2. 契約条項に契約解除及び損害賠償の条項を規定

### 関連ページ

- 入札・契約に関連する規則等について
- 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（別ウィンドウで開きます）
- 公正取引委員会ホームページ（相談・届出・申告の窓口）（外部サイトへリンク）（別ウィンドウで開きます）

### お問い合わせ

総務部 経理課 契約係 窓口：区役所4階3番  
郵便番号135-8383 東京都江東区東陽 4-11-28  
電話番号：03-3647-9037  
ファックス：03-3647-9693



## 談合情報対応マニュアル 概要 (案)

### 1 入札談合に関する情報の把握

- ・職員は、入札談合に関する情報に接したときは、情報提供者、情報の対象となっている案件名、落札予定者とされている事業者名等について、可能な限り把握するよう努める。
- ・職員は直ちに情報があった旨を上司等へ報告するとともに、公正入札調査委員会の事務局（経理課）へ報告する。事務局はすみやかに委員会を招集し、当該情報にかかる報告を行う。

<公正入札調査委員会> 平成13年4月設置

入札談合に関する情報があった場合、公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他の対応を行う

(組織) 委員長：副区長（総務部担任）

委員：副区長（総務部担任以外）、総務部長、経理課長、  
発注契約の担当部長及び担当課長

### 2 公正入札委員会による審議等

#### (1) 入札談合に関する情報にかかる審議等

- ・委員会は事情聴取等の調査の要否について審議
- ・審議の結果、調査を要すると認めたときは、事情聴取項目等の調査内容を決定

#### (2) 事情聴取

- ・委員会の複数の委員が実施
- ・事情聴取は個別の事案に即した実効的なものとなるよう工夫して行う

【対象者】原則として、区から指名通知・資格通知を受けた者全員

【実施時期】

入札前：入札日の前または入札日時の繰下げ・落札者決定の保留を行い実施

入札後：すみやかに実施

【事情聴取書の作成】

事情聴取を行った委員は、事情聴取項目と回答、自己の所見を記入し、事務局へ提出

【事務局の対応】

事情聴取書の提出を受けたときは、速やかに委員会を招集

#### (3) 内訳書のチェック

- ・事務局及び担当課が精査
- ・入札前の場合は、入札の際に内訳書の提出を求める

(4) 入札手続き等の取扱いにかかる審議

- ・委員会は、(2)(3)の結果を総合的に考慮し、入札の執行もしくは取り止め、落札者との契約の締結の可否または契約解除の可否について審議

【落札者決定前に情報を把握した場合】

(談合の事実があったと認められるとき)

→関係する入札参加者を入札に参加させず、または入札を取り止める

(談合の事実があったとは認められないとき)

→事情聴取の対象者全員から誓約書を提出させ、誓約した内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項を交付したうえで入札を執行

→入札の際に内訳書の提出を求め、内容を審査

【落札者決定後かつ契約締結前に情報を把握した場合】

(談合の事実があったと認められるとき)

→入札を無効とし、落札者の決定を取り消す

(談合の事実があったとは認められないとき)

→事情聴取の対象者全員から誓約書を提出させ、誓約した内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項を交付したうえで落札者と契約締結

【契約締結後に情報を把握した場合】

(談合の事実があったと認められるとき)

→履行中契約の進捗状況を考慮し、契約解除の可否を判断

(談合の事実があったとは認められないとき)

→事情聴取の対象者全員から誓約書を提出させ、誓約した内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項を交付したうえで契約履行を継続

(5) 審議の内容にかかる記録の作成

- ・事務局は審議の内容に関する記録を作成し、審議に用いた資料とともに、委員の確認を受ける
- ・記録及び資料は、契約書類の保存期間と同じ期間保存する。

(6) 審議結果の報告

- ・委員会で調査を行った案件は、すべて公正取引委員会及び警視庁へ通報する。

【方法】原則として文書

【通報窓口】

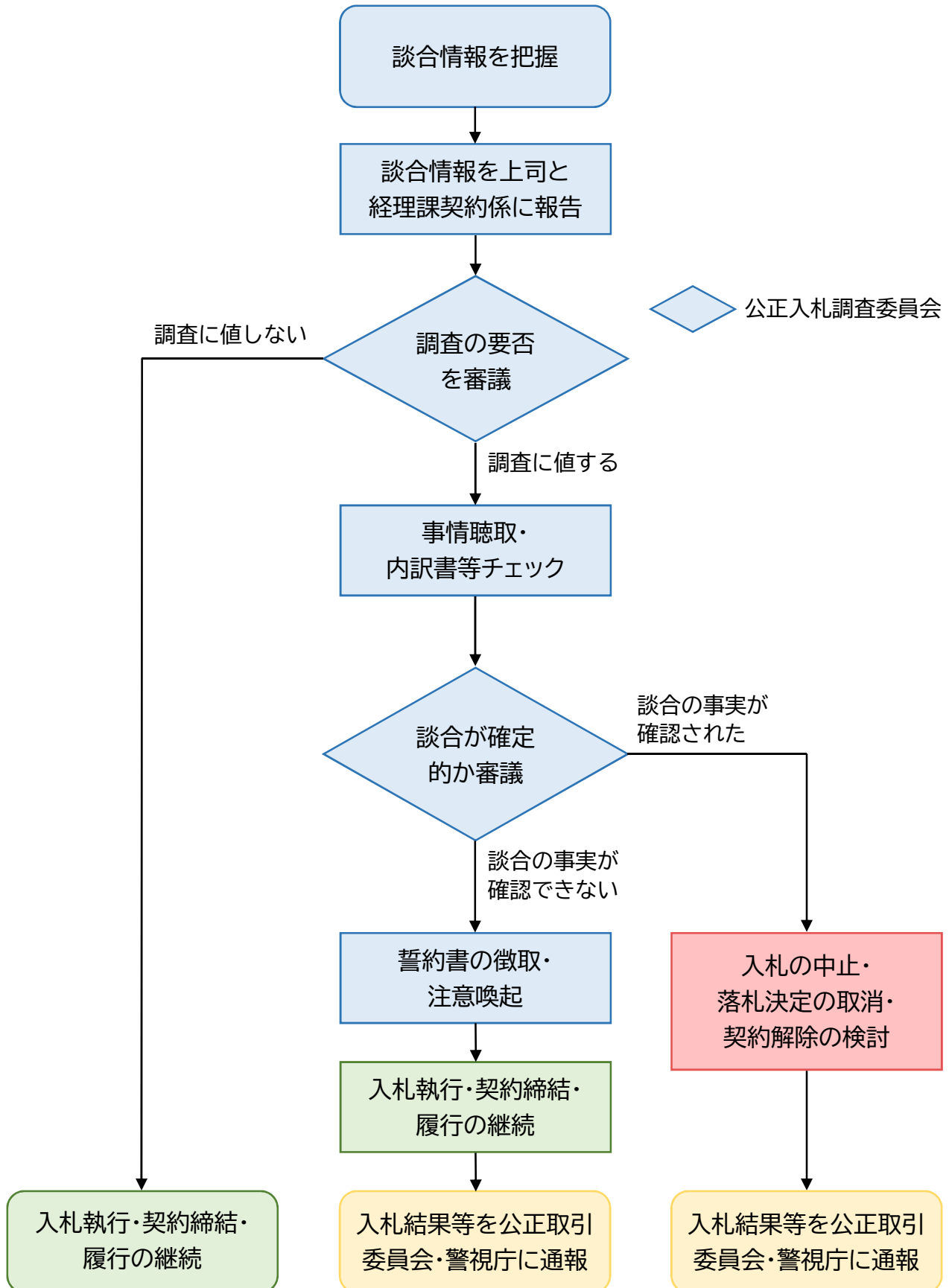
公正取引委員会：事務総局審査局管理企画課情報管理室

警視庁：刑事部捜査第二課

【通報後の対応】

公正取引委員会または警視庁から協力要請があった時は、可能な限り協力

# 談合情報対応マニュアル フロー図



## 江東区入札監視委員会の設置について (案)

### 1 設置の目的

区が発注する契約の入札・契約の過程や内容について、第三者が点検を行うことで透明性や公正性を確保するとともに、不当な圧力や不正行為を排除し、入札及び契約事務の公正な執行を図る。

### 2 委員会の概要

#### (1) 委員

学識経験または専門知識を有する者 3名

- ・ 弁護士
- ・ 公認会計士
- ・ 税理士
- ・ 大学教授
- ・ 行政実務経験者 等

#### (2) 審議対象

区が発注する契約

- ・ 工事請負契約
- ・ 物品購入等その他の契約 (委託を含む)

#### (3) 審議内容

- ① 入札及び契約手続きの運用状況についての報告を受けること
- ② 委員会が指定した契約に関し、競争入札にかかる資格や指名の理由、経緯について審議を行い、区に対し意見の具申を行うこと
- ③ その他入札及び契約手続における透明性や公正性を確保するために必要な事項について審議を行い、区に対し意見の具申を行うこと

#### (4) 開催頻度

年 2 回程度

### 3 経費

1 回あたり 6 ～ 7 万円 (委員報酬・旅費、郵便料など)

### 4 設置時期

令和 5 年度以降

**令和4年度 特別研修「入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）研修」**

- 1 目的 入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）等の関係法令について正しい知識を習得し、入札談合に関与させないために組織的に取り組む基本的事項について学ぶ。
- 2 日程 【第1回】令和5年1月27日（金）10時30分～12時00分  
【第2回】令和5年1月27日（金）13時30分～15時00分
- 3 会場 江東区教育センター 大研修室（江東区東陽2-3-6）
- 4 実施方法 集合研修（講義形式）
- 5 対象者 管理職 108名  
※外郭団体以外へ派遣中の者は除く。
- 6 研修内容 ○独占禁止法（規制内容、入札談合の監視方法）  
○入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）  
（概要、違反行為の4類型、発生したリスク ※事例等を含む）  
○官製談合防止に向けて組織的に取り組む事項  
○質疑応答（事前質問への回答を含む）
- 7 講師 公正取引委員会事務総局 経済取引局総務課講師
- 8 その他 公務等都合により、集合研修に参加できなかった職員に対しては、別の方法により実施する。

## 3 - (1) 議員等利害関係者からの働きかけに対する対応

## 一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱いについて（概要）（案）

## 1 目的

この規定は一定の公職にある者等から職員に対する不正な働きかけや不当要求に関する取扱いを定め、区政の透明性を確保し、区政への信頼を高めることを目的とする。

## 2 一定の公職にある者等の定義

- ・ 国会議員
- ・ 地方公共団体の議会の議員
- ・ 地方公共団体の長、副知事及び副区市町村長
- ・ 上記の者の元職、秘書、親族、代理人及び上記の者を支援する政治団体の役員等
- ・ 江東区職員であった者

## 3 不正な働きかけの定義

- ・ 正当な理由なく、特定の者に対して有利又は不利な取扱いを求めること。
- ・ 正当な理由なく、特定の者に対して義務のないことを行わせ、又は特定の者の権利の行使を妨げることを求めること。
- ・ 正当な理由なく、執行すべき職務を行わず、又は定められた期限までに執行しないことを求めること。
- ・ 特定の者を入札に参加又は参加させないよう求めること。
- ・ 契約において、区以外の契約の当事者に不当な利益が生ずることを求めること。
- ・ 職員の採用、昇任、転任等を求めること。
- ・ 職務上知り得た秘密を漏らすことを求めること。
- ・ 政策立案中の内容で、情報提供することで特定の者に対して有利又は不利な状況となる資料等の提供を求めること。
- ・ 購読、購入の意思のない機関紙誌の購読、物品の購入を執拗に求めること。
- ・ 便宜を図ってもらおう意図をもって会食（パーティーを含む）を共にすることや、金銭、物品等の贈与をすること。
- ・ 上記以外のほか、法令その他の規程等に違反することを求めること。

※ただし、下記のものとは不正な働きかけからは除外する。

- ・ 議会、審議会、その他公開の場における提言・要望等
- ・ 事実または手続の確認
- ・ 既に公開されている資料等を求めるもの
- ・ 職員への情報提供
- ・ 陳情書、要望書、申立書等適式に作成された書面によるもの
- ・ その他の適正な職務の遂行に係るものであることが明らかであるもの

#### 4 不当要求の定義

暴力行為、どうかつ、面会の強要、長時間の居座り、職員に対する誹謗、中傷その他の社会的相当性を逸脱する手段によって、職員の公正な職務の遂行を妨げることとなることが明白な行為又は当該行為を背景とした要求。

#### 5 不正な働きかけ等を受けた職員及び管理職の対応

- ・ 職務上知り得た秘密を漏らすことを求める内容であるときは、明確に拒否する。
- ・ 不正な働きかけ又は不当要求（以下「不正な働きかけ等」）を受けた職員は、不正な働きかけ等をする者に対し、内容を記録し、開示請求及び運用状況の公表の対象になることを説明する。
- ・ 不正な働きかけ等を受けた職員は直属の上司（管理職員等）に報告し、必要な指示を受ける。
- ・ 不正な働きかけ等を受けた職員から報告を受けた管理職等は、対応方法について総務部長に相談すること。
- ・ 不正な働きかけ等であると判断した場合、記録票を作成する。
- ・ 不正な働きかけ等を受けた職員や管理職が適切な対応を図っていないと思われる場合は他の職員が総務部長に通報することができる。

#### 6 総務部長又は総務課長の対応等

総務部長と総務課長は連携して下記対応を行う。

- ・ 相談や通報内容を区長・副区長に報告する。
- ・ 相談や通報した職員を適切に支援するとともに、相談や通報した職員の秘密の保持等に十分配慮しなければならない。

- ・不正な働きかけ等に関する情報を適宜区長及び副区長に報告し、必要な指示等を受けなければならない。

## 7 記録票の管理等

不正な働きかけ等を受けた職員及び管理職等は、記録票を作成後、写しを速やかに総務部長に提出する。

記録票は、各課及び総務課において保存する。

## 8 運用状況の公表

毎年度この規程の運用状況について公表する。

## 9 検証

運用状況の確認と必要な見直しの検討のため、検証委員会を設置する。